

# ソ連・東欧諸国の経済改革の現状と問題点

## 〔要　旨〕

ソ連・東欧諸国では、1960年代にはいってから労働生産性の低下、経済資源の浪費、粗悪品の滞貨累増など経済運営上の行きづまりを生じ、各国とも程度の差はあれ経済成長率が鈍化傾向を示すに至った。このような状況のもと、1962年9月ソ連のリーベルマン教授によって利潤導入を骨子とする経済改革案が発表され、これを契機にいわゆる利潤論争が活発に展開された。その結果、これら諸国では、今後経済成長率を引き上げるために従来の中央集権的な経済管理制度を根本的に改める必要があるとの認識が高まり、1966年ごろからあいついで経済改革の実施に乗り出した。

経済改革の具体的な内容は国によって多少の差異はあるが、各国共通の特徴点としては、①中央当局が企業に与える義務的計画指標数を削減し、企業の自主性を拡大したこと、②企業活動評価の重要な指標として、従来の総生産高に代えて利潤を重視し、かつ労働者の勤労意欲を高めるため物的刺激を強化したこと、③企業の独立採算性重視のたてまえから、企業に対する財政資金の無償供与制を改め、原則として設備・運転資金の自己調達方式に切り替えたこと、④従来の国家による直接統制を緩和し、価格、利子、信用などの経済的手段による間接統制に重点を指向していること、などがあげられる。

こうした経済改革は最近ようやく本格的な実施段階にはいったばかりであり、現在までのところソ連など一部の国における労働生産性の向上、粗悪品滞貨の減少、輸出商品構造の改善などの点で多少の成果がみられるものの、総じて所期の効果を十分収めるには至っていない。

しかしながら、ソ連・東欧諸国の経済改革は、以上に述べたように社会主义計画経済にとって画期的な内容を持つものであり、したがって、今後、経済改革の進展につれ、内外経済面はもとより政治、社会、思想などの分野にも重大な影響を及ぼすものとみられ、今後の成り行きには注目を要する。

## 〔目　次〕

### はしがき

#### 1. 経済改革の背景

- (1) 義務的指標の複雑化
- (2) 報奨制度の不徹底
- (3) 流通制度の欠陥
- (4) 統制価格制度の非合理性
- (5) 財政資金無償供与制度の弊害

#### 2. 経済改革の内容

- (1) 計画作成方法の改善と企業の自主性拡大

#### (2) 利潤指標の重視と経済的刺激の強化

- (3) 財政資金無償供与の縮小と自己資金調達の拡充

#### (4) 金融・財政政策の活用

- 3. 経済改革の効果と問題点
  - (1) 経済改革の効果
  - (2) 改革実施上の問題点

#### 4. むすび

## はしがき

現在、ソ連・東欧諸国では、経済管理制度の根本的改革が実施されつつある。その主たるねらいは、経済資源の利用改善および技術進歩の促進を図り、これによって国民経済全体の効率を高めることにある。このため、各國とも、従来過度に中央集権化されていた経済管理方式を改め、企業の自主性拡大、企業利潤の重視、独立採算性の強化などの措置を講じているほか、利子、信用、価格などの機能を重視するに至っている。

このことは逆にいえば、社会主義計画経済においても、経済的合理性の確立が必要であり、経済法則を無視しては経済のよりいっそうの発展が望めないことを物語るものであろう。さらに、経済改革のもう一つの側面として見のがしえないのは、改革の推進がただ単に経済面にとどまらず、政治、思想、社会などの面にも大きな影響を及ぼす可能性をもっていることである。この点、昨年8月ソ連の軍事介入を招いたいわゆるチェコ事件が、同国における政治的自由化のみならず経済的自由化を原因として生じたことを想起すれば十分であろう。

ところで、各國における経済改革の特徴をみると、改革の範囲、内容および実施テンポはそれぞれ国によってかなりの相違が認められる。これは、各國における経済改革の実施がその経済発展段階、天然資源、貿易依存度および政治的条件などによって制約されることを考慮すれば、きわめて当然のことといえよう。いまこれら諸国を、その経済改革の内容、進捗の度合いに応じて、大まかに進歩的グループと保守的グループとに分けると、進歩的グループに属するのは、チェコスロバキア、ハンガリーおよびブルガリアなどの諸国であり、保守的グループとみられるのは、ソ連、東ドイツ、ポーランド、ルーマニアなどの諸国であ

る。まず進歩的グループの3か国は、他の諸国に比べて企業に対する自主性付与の度合いが大きく、また市場機能の導入面でもかなり積極的である。他方、保守的グループの4か国は、この点で前者に比べ遅れており、改革の進め方もかなり慎重であるといえよう。

以下、経済改革実施の背景、その具体的な内容および問題点などについて若干検討を加えることとする。

### ソ連・東欧諸国の国民総生産(1967年)

国名	GNP (億ドル)	人口 (百万人)	1人当たり GNP (ドル)
ソ連	3,570	233.2	1,530
東ドイツ	305	17.1	1,780
チェコスロバキア	255	14.3	1,780
ポーランド	355	32.0	1,100
ハンガリー	129	10.2	1,260
ブルガリア	84	8.3	1,010
ルーマニア	181	19.3	930

資料：Soviet Economic Performance 1966-67, Joint Economic Committee of the Congress of the United States, May, 1968.

### 1. 経済改革の背景

従来、これら諸国では、中央当局が生産、流通、分配等のあらゆる経済分野にわたって詳細な経済計画を策定し、これを個々の企業に対して強制的に割り当てることにより企業活動を直接的に管理してきた。このような過度に中央集権化された経済管理方式は、これら諸国における工業化の初期の段階では比較的有効に機能し、社会主義経済の基礎建設ならびに産業構造の近代化に少なからず貢献した。すなわち、ソ連では社会主義経済体制が一應確立した1930年ごろから、また東欧諸国では、ソ連の傘下にはいった第2次大戦直後から国民の消費生活を犠牲にしてそれぞれ工業化を積極的に推進し、これを軸にかなりの高度成長(ソ連の国民所得は1929~55年平均11%増、東欧6か国のはそれは1951~55年平均10%増)を達成し

た。

こうして工業化の進捗と生産力の発展に伴い、経済の規模が拡大し、かつ高度の発展段階に達すると、従来のような上からの命令による経済管理方式は、技術革新により経済効率の向上を図らなければならぬという、これら諸国の要請に適応しえなくなり、むしろその非能率性が明らかになってきた。しかもスターリンの死後、西側諸国への接触が強まるに伴い国民の消費生活向上の意欲は急激に高まり、これにある程度応じていかなければ労働生産性の向上を望むこともできない情勢となってきた。

以上のような情勢を背景に、これら諸国では経済管理制度を根本的に改革することが必要であるとの認識が強まり、ことに1960年代初めにおける経済成長の著しい停滞(とくにチェコスロバキアでは1963年に国民所得が前年比2.2%減となった)は、これら諸国を今次改革に踏み切らせる直接のきっかけとなつた。

以下、これら諸国における従来の経済管理制度の内容と欠陥についてやや具体的にみるとしよう。

### (1) 義務的指標の複雑化

まず第1に、経済の高度化に伴い中央から企業に与えられる義務的指標数が著しく増加したことである。たとえば、ソ連の工業生産に関して最も基本的な指標についてみても、生産数量、総生産額、生産原価、品目別内訳、品質、納入期間、計画利潤額、労働者数、労働生産性など複雑多岐にわたっている。

このような状況のもとでは、企業活動はきびしく拘束され、企業はその創意を十分に發揮することがきわめて困難となっていた。また、経済規模の拡大に伴い管理機構は著しく膨張した。ちなみに経済管理に要する事務量は、企業数や生産物種類数の2乗ないし3乗に比例するといわれ、各国

ともこれに従事する人員数は、これまで急激な勢いでふえてきた。ソ連では今後もこのようない状態が続ければ、1980年ごろには国民のすべてが計画管理の作業に従事せざるをえないと思われる。

このような管理機関の肥大化は、官僚機構の非能率性とあいまって、経済運営の面で種々の支障を招いた。たとえば、企業活動の指導に関して首尾一貫性を欠き、したがって、企業に与えられる各種の義務的指標間の調整も十分に行なわれないことが多かった。このため、企業は新製品の開発を進めようとしても、それに必要な原材料が十分に割り当てられないとか、また、生産計画を達成しようとすれば、企業財務計画が守れないといった矛盾にしばしば直面した。こうしたことが国民経済に大きな浪費と非能率をもたらす結果となつた。

### (2) 報奨制度の不徹底

従来、各国とも、総生産高が企業活動の評価基準として最も重視され、その超過遂行度に応じて企業に報奨金(プレミアム)が支給されていた。このような制度は生産の量的拡大を図るうえでかなりの成果を収めたが、その反面、製品の品質軽視の傾向を招き、粗悪品が増大したほか、機械・設備および原材料の効率的使用が妨げられ、また新技术の導入および新製品の開発の立遅れなど種々の弊害が生じた。

#### イ、粗悪品の滞貨増大

かつて、消費財の供給が需要に追いつかず市場が常に品不足の状態を呈していた欠乏経済の段階においては、消費財はその品質の良否にかかわらず売り尽くされた。しかし、1950年代の中ごろから従来の極端な重工業優先政策がある程度緩和されたことにより消費財の供給量がふえ、その種類も増加するとともに消費者の選択の余地が生じてきた。こうした事情から企業としては消費者の需要を十分考慮に入れて、品質・デザインのすぐ

れた製品を作ることが必要となってきた。しかし、企業は、消費者の趨向を考慮に入れずに生産目標の達成にのみ重点を置いてきた。これは上記制度のもとでは当然のことといえようが、このため不良消費財の滞貨が累増し、チェコスロバキアでは1963年末現在で、国民所得の約4分の1に達し、またソ連では1964年末現在で、約22億ルーブルの巨額に達したという。

#### ロ、生産手段の使用効率低下

従来の報奨制度は、企業の生産目標達成に関するかぎりではかなりの効果をあげたが、反面、次のような弊害を伴った。その一つは、企業が中央からできるだけ低い生産目標を受け取り、これを超過達成することによって、プレミアムを不當に獲得しようとする傾向が生じたことである。すなわち、中央から各企業に与えられる生産目標は、毎年企業が中央に申告する機械・設備能力および前年の生産実績を基礎に決定される。このため、各企業では、その機械・設備能力を実際よりもかなり低めに申告する一方、中央から与えられた生産目標の遂行にあたっては、これをあまり大幅に超過達成すれば翌年のそれが引き上げられるので、当該年度の遂行実績を適当な水準にとどめるなど、企業の生産能力は概して十分に発揮されなかつた。また他方では、原材料の配給が輸送上の事故、もしくは供給企業側のなんらかの事情で十分に確保できない場合に備えて、各企業とも原材料を常時、必要以上に保蔵する傾向が強まり、原材料の効率的使用が著しく妨げられた。

#### ハ、新技術・新製品開発の遅滞

新製品の開発や新技術の導入は一時的に生産を低下させることとなるので、企業としてはこれを好まず、従来どおりの陳腐な技術・設備による生産を行なう傾向が強かつた。したがって新技術や新製品の開発は西側諸国に比べて著しく立ち遅れ、これが経済成長の鈍化をもたらす一要因とな

った。

#### (3) 流通制度の欠陥

ソ連・東欧諸国における流通制度の大きな特徴は、生産財、消費財とも国家の直接的または間接的統制下に置かれており、とくに生産財については、その取引量、取引先とも個々の企業に対して厳格な割当て方式がとられていることであろう。

このような中央集権的な流通制度のもとでは、原材料の出荷・購入割当てが弾力的に行なわれず、しかも企業は正式の出荷命令書なしには、生産財を他の企業に引き渡したり、また、割当て通知書なしにはこれを購入することは許されないため、原材料の需給タイミングのずれにより生産過程においてロスを生ずることも決して少なくない。そこで需要者側はこうした事情を考慮に入れて、あらかじめ原材料の必要量を水増し申請し、過大な原材料の確保に努めることとなり、国民経済上のむだを大きくした。

他方、消費財については、中央で作成される商品流通計画に基づいて、国営卸・小売機関あるいは協同組合商業組織を通じて消費者に販売される。

しかし、こうした流通計画には需給実勢があまり考慮されないので、不要品あるいは不良消費財の滞貨の増大を招いたことはすでに指摘したところである。

#### (4) 統制価格制度の非合理性

これら諸国の価格は、理論的にはマルクスの労働価値説に基づき、社会的に必要な労働費用を基礎に決定されることとなっている。

しかし、実際問題としてすべての財貨についてこの社会的必要労働費用を算出することは困難なため、現実の価格は中央当局の政策的考慮によって恣意的に決定され、長期間変更を加えられないことになっている。たとえば、各国とも、従来、重工業優先政策の遂行に必要な資金を軽工業および農

業部門から調達するため、消費財価格は生産財価格に比べ、かなり割高な水準に決められていた。

このような人為的、かつ固定的な価格には需給の短期的変動はほとんど反映されない。このため企業が消費需要の動向を把握することは困難で、したがって国民経済的見地からはむだな生産を続け、前述した消費財の滞貨増大を招く一因となつた。また価格が往々にして企業の生産コストと著しく遊離した水準に決められたことから、企業は生産の合理化を図る目安を失う結果となり、生産性向上の意欲や採算マインドが著しく阻害された。

さらに膨大な数に上る諸財貨について、適正な価格を人為的に設定することは本来不可能に近い。このため、価格が有利に決められている財貨を生産する企業は、労せずして高利潤を獲得しうる一方、価格が生産原価以下に決められた財貨を生産する企業は、生産計画の立案当初においてすでに欠損が予定されているなどの矛盾が生じ、このため、こうした計画的赤字企業に対する国家補助金は著しく増大した。

このように各国は価格を恣意的に決定しているため、各國の価格体系はきわめて区々である。こうした事情から経済統合の推進をねらいとして1949年1月に結成されたコメコンにおける経済協力は、1960年代にはいってから行きづまりを示し、また域内の多角決済も円滑に行なわれていない。さらに各國とも国内価格が世界市場価格と大きく遊離しているため、適正な為替レートの設定が困難であるなど世界経済との交流拡大の面で大きな障害の一つとなっていることも見落とせない。

#### (5) 財政資金無償供与制度の弊害

ソ連・東欧諸国では、従来利潤のうちでごく一部分が企業の手もとに残されたにすぎず、その大部分(7~8割)は利潤控除(法人税)として国家予

算に吸い上げられた。一方、新企業の建設資金はもとより、既存企業の設備・運転資金も、ほとんどすべて無利子かつ償還を要しない国家資金によってまかなわれていた。こうした制度は、現実には、企業の投資効率軽視の傾向を助長し、かたがた上記の報奨制度、流通制度などの欠陥もあって、設備、機械、原材料等の効率的な使用を妨げ、国民経済に多くの浪費をもたらす結果となった。

## 2. 経済改革の内容

以上に述べたような経済管理制度の欠陥は、各國とも1950年代中ごろから漸次表面化してきたが、たまたまスターリンの死後(1953年3月)、言論の自由がある程度認められるようになったことから、過度の中央集権化による浪費と非能率の問題が各國で公然と議論されるに至った。また、一部諸国では、管理機構の改革(ソ連)、義務的計画指標数の削減(チェコスロバキア、ハンガリー)、非集中投資(国家計画に見込まれていない、企業の自己資金による投資)の拡大(ポーランド)など一連の改善策が実施された。

しかしながら、当時は制度上の欠陥に対する認識がなお十分でなかったことから、上記の改善策も概して部分的な手直しにとどまったため、経済効率をあげるうえで十分な効果を収めることができなかった。そればかりか50年代末から60年代初めにかけて、再び中央集権化の動き(チェコスロバキア)すらみられるに至った。こうした情勢を背景に、1962年9月、ソ連のハリコフ工業経済大学のイエ・ゲ・リーベルマン教授の執筆にかかる論文、「計画・利潤・プレミアム」が党機関紙プラウダに掲載され、これを契機にいわゆる「利潤論争」が活発に展開された。同論文は、従来の中央集権的な経済管理制度を大幅に簡素化し、各企業の自主性拡大を図ること、また利潤率を企業活動評価の重要指標とし、かつこれに応じてプレミ

アムを与えることなどを骨子とした、当時としてはかなり大胆な改革案を内容とするものであった。

このリーベルマン提案は、ソ連・東欧諸国の有力な経済学者の支持を得た反面、党・政府の経済理論家や経済官僚などの間では、利潤のみを企業の成績評価の基準とするのは社会主義経済の基本原則に照らし適当でないこと、また企業の義務的指標数を極端に削減すれば、国家の経済計画の遂行が困難となるおそれがあることなどの反対意見もかなり強かった。

しかし、こうした利潤論争を通じて、従来の経済管理方式は現状に適さず、その根本的改革を行なわなければ経済効率の向上は望めないとする意見がしだいに優勢となり、またこの間、各国で実験的に試みられていた新制度が比較的好成績を収めたことから、多少の時期的なずれはあるが、各国とも経済改革の実施に踏み切った。

すなわち、まずブルガリアが1963年5月に党中央委総会で経済改革の実施を決定したのを皮切りに、同年6月には東ドイツが、次いで65年にはチェコスロバキア(1月)、ポーランド(7月)、ソ連(9月)、ハンガリー(11月)の順でこれに続き、さらにこれまでちゅうちょしていたルーマニアが67年12月に経済改革の実施を決定した。もっとも、改革の実施にあたっては、各國ともきわめて慎重な態度をとり、それぞれ準備期間を設けたため、改革が本格的な実施段階へ移行したのは、東ドイツ、チェコスロバキアなど実施時期が比較的早い国々でも1966年ごろから、また実施時期の最も遅いルーマニアは1968年からであった。

#### (1) 計画作成方法の改善と企業の自主性拡大

まず注目されるのは、各國とも経済計画作成の重点を従来の短期計画から中期および長期計画に置き替え、長期的観点から新技術の導入等技術革新を促進し、生産能率の向上を図ろうとしている

ことである。さらに経済計画では、従来におけるような生産の量的拡大よりも需給バランスの均衡が重視されている。

次に、今次改革の核心ともいべき企業の自主性拡大についてみると、各國とも中央当局から企業に与えられる義務的計画指標数を大幅に削減し、企業活動の自由を保証したことである。もっともこの義務的指標数の削減の程度およびその内容については各國において若干異なり、ソ連、東ドイツ、ポーランド、ルーマニアにおける義務的指標数は、チェコスロバキア、ハンガリー、ブルガリアなどに比べ比較的多い。したがって、こうした国の中の企業はその他の諸国の中よりもそれだけ多く拘束を受けているといえよう。いまソ連の例を示すと、義務的指標数は従来の約30種類から次の8項目に削減された。すなわち、①利潤額と収益率、②販売高、③基本生産品目、④賃金基金総額、⑤国家予算への納付金額等、⑥国家予算による投資額と固定資産の新規稼働高、⑦新技術の導入に関する基本的課題、⑧物資・技術供給に関する指標、などである。これに対して、チェコスロバキアでは国民経済上きわめて重要な機械・設備の生産、最重要な投資計画、基礎物資の輸出目標などわずかな指標が残されているにすぎない。また、ハンガリーでは、現在のところ過渡的措置として若干の義務的指標が残されているものの、近い将来、これを完全に撤廃する方針が明らかにされている。なお、ブルガリアでは各企業内に労働者の代表によって構成される生産委員会を設置(1965年4月)し、労働者の経営参加を認める措置を実施した。同委員会は増産と生産組織の改善、企業利潤率の増加、利潤の分配、作業条件の改善および経営者その他幹部の選出など重要な問題の決定に参与することになった。もっとも、この生産委員会が实际上企業の最高意思決定にどの程度の影響力をもつかは目下のところ明

らかにされていないが、いずれにしても、企業経営に対する労働者の集団参加の形態として注目されよう。

### (2) 利潤指標の重視と経済的刺激の強化

各国は、いずれも企業活動評価の重要な指標として、従来の総生産高に代えて利潤指標、すなわち利潤額と利潤率(ソ連、ルーマニア)、粗所得(総販売高から原材料を除いたもの、チェコスロバキア、ブルガリア)、販売額(ハンガリー)、収益率(東ドイツ、ポーランド)などが重視され、企業の独立採算制の強化が図られている。

こうした企業利潤の重視に伴い、労働者の勤労意欲を高めるために労働者に対する物的刺激が強化された。

すなわち、従来、これらの諸国では、企業利潤の大部分が利潤控除(法人税)として国庫へ吸収され、企業の手もとにはほとんど残されなかつたが、今次改革により、企業の留保利潤は多かれ少なかれ拡大された。これに伴い企業は、この留保利潤を生産発展基金、社会文化基金、報奨基金など各種の基金(国によって名称は異なる)に積み立て、これを自主的に使用することができるようになった。これら基金への積立ての方法および金額については国によってかなりの相違がみられる。たとえば、ソ連、東ドイツなどでは、利潤からの各基金への積立て額は国家により産業部門・企業グループ別に決められている。これに対してチェコスロバキアでは各企業が自主的にこれを決定することができることになっている。いずれにしても、企業利潤の増減によって労働者の報酬が左右されることとなっており、これが労働者の勤労意欲の向上に大きな役割を果たしている。

このほか企業に対する物的刺激措置としては、貿易依存度の高い東ドイツ、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランドなどで実施されている外貨控除制度と交換可能通貨の貸付制度が注目され

る。

まず、外貨控除制度では、原材料、農産物、食糧等を計画時に予定した価格以下で輸入した場合、それによって節約された外貨の50%、また機械設備についてはその節約外貨の全額が当該企業に供与されることになっている。また、輸出についても超過遂行した場合、超過部分の50%の外貨が与えられることになっている。そしてこれらの資金は技術革新、生産の合理化のために使用することができる。

また、交換可能通貨貸付制度は、計画に予定されていない原材料、半製品、完成品、設備等を輸入することによって、輸出品の増産ないしは品質の著しい向上が可能となり、かつ貸付額を十分にカバーするほどの外貨取得が見込まれる場合、あるいはそれによって他の製品輸入が著しく削減され、外貨の支払が節約される場合に適用される。

### (3) 財政資金無償供与の縮小と自己資金調達の拡充

従来、これら諸国では、前述したように新企業建設、既存企業の設備更新または増設、流動資産の増大等の資金は主として返済を要しない財政資金によってまかなわれてきた。しかし、経済改革が実施されてからは、こうした方式は改められ、上記資金は原則として企業の内部留保(減価償却、生産発展基金)および銀行貸出に依存することとなった。ちなみにハンガリーについてみると、投資総額に占める財政資金の割合は、改革前の1965年には90%に達していたが、改革2年目の68年には25%に低下した。他方、銀行貸出は同期間ににおいて1%から35%へ、また、企業の内部留保は9%から40%へとそれぞれ増大した。またチェコスロバキアでは、68年実績でみると、財政資金13%、銀行貸出30%、内部留保57%と投資総額に占める企業の自己調達比率は著しく高い。もっともソ連、東ドイツ、ポーランドなどでは漸進的政

策をとっているので、現在のところ財政資金の占める比重がなおかなり高く、自己調達率は3～4割程度にとどまっている。

さらに今次改革に伴い、企業の保有する固定・流動資産の使用料、言い替えれば資本利子が徴収されることになった。その料率は国によって異なり、また産業部門別や企業グループ別によつても格差が認められるが、平均して生産フォンドの帳簿価格の約6%程度となっている。なお、ソ連では、生産フォンドのうち企業の内部留保でまかなわれている部分については2年間(東ドイツは5年間)、また銀行借入れによる場合はその元金を償還するまで、それぞれフォンド使用料の徴収を免除されている。以上のような財政資金無償供与制の縮小ないしはフォンド使用料の徴収は、いうまでもなく投資資金および生産フォンドの効率的配分・使用をねらいとしたものである。

#### (4) 金融・財政政策の活用

以上のような各種の改革措置によって、国家の国民経済に対する直接統制はかなり緩和され、企業の経営活動における自由裁量の余地は従来に比べ拡大された。こうした事情から銀行信用、利子、価格などの企業活動を間接的に規制する経済的手段がこれまで以上に重要な意義を帯びてくるのは当然であろう。こうした傾向は、とくに革新的な改革措置を実施しているチェコスロバキア、ハンガリーの両国に強い。以下、新制度のもとで経済効率を上げるために銀行信用、利子、価格、租税等がどのように活用されているかをみてみよう。

##### イ、銀行信用、利子機能の活用

これら諸国では、企業の設備・運転資金の自己調達の増大に伴い、銀行の役割が重視されるとともに、銀行信用、利子の機能があらためて見直されてきている。東ドイツの国家計画委員会副議長ハルプリッターは、新経済制度の下における銀行

の役割について、「現段階における投資行為の変化は、銀行の機能にいっそう強い期待をいたしかめる」と述べ、さらに「銀行が従来の決済・監督機関から、信用および利子政策を通じて現行5か年計画の完遂を援助する経済銀行(Wirtschaftsbank)に発展することが重要である」と声明している。現在進行中の経済改革が所期の効果を十分発揮するためには、銀行信用、利子政策も新経済管理制度に対応して改善されねばならないことは当然であろう。以下ではソ連を例にとり経済改革により銀行信用、金利政策がどのように変化してきたかをみてみよう。

まず第1に、差別融資制度の強化があげられる。これは、ゴスバンクが企業に対して融資する場合に、その計画目標を完遂し、かつ健全な経営を行なっている優良企業に対しては、上級機関の保証なしに貸付を行なうなど優遇する一方、不良企業に対しては上級機関の保証をはじめ、きわめて厳格な融資条件を課すものである。

次に、新製品の開発、増産、品質の改善および品目の多様化等に要する費用、また新技術導入費および技術改善費などに対しては優先的に信用供与が行なわれる。さらに銀行利子については、企業の運転資金の効率的使用、企業設備の建設期間の短縮、設備・原材料の効率的使用を促進するために、融資対象により利子率に大幅な格差が設けられ、かつそれを弾力的に操作することになった。すでに新制度に移行した企業または機関に適用される金利水準の一例を示すと、①商品、原材料の非季節的な基準超過在庫に対する貸付および新製品開発に関する貸付は、フォンド使用料の水準(平均約6%)、②商品の販売・サービス供与等に関する短期資金貸付は年率1%、③季節的生産、新技術の導入、その他技術および生産組織の改善等に要する資金は年率2%、④原材料購入、賃金支払のための貸付、自己資金の一時的補てん

のための貸付はファンド使用料の1%高、⑤延滞貸付はファンド使用料の2%高、などとなってい る。

以上、ソ連の信用・利子政策についてみたが、 東欧諸国でもほぼこれと同様の措置が採られており、とくにブルガリアでは部門別に銀行融資の枠を設け、また企業の余裕資金を吸収するため、企 業の預金については新たに年2%の利子を支払うこととしたことが注目されよう。また、チェコスロバキアでは新しい試みとして、企業が保有する余裕資金を直接他企業に貸し付けることが検討さ れている。

#### 四、価格政策

経済改革における最も重要な特徴の一つは、利 潤の重視に伴い合理的な価格体系を形成する必要から、各国とも卸売価格を中心に価格改訂を実施し、これによって価格に若干弾力性を与えたことである。この点とくに注目されるのは、チェコスロバキア、ハンガリー、ブルガリアにおける価格制度の改正で、これら諸国では、価格を従来の固定価格1本から、固定、自由および制限価格の3本とし、一部価格の決定を市場メカニズムにゆだねようとしていることであろう。すなわち、チェコスロバキアでは、①固定価格(主要原材料、燃料、生活必需品等)、②また上限と下限が決められ、その範囲内で自由に変動が認められる制限価格(各種機械、一部消費財等)、③さらに完全な自由価格(各種の消費財)の3本建て制(改革前は固定価格のみ)が採用されている。

これら価格の実際の適用状況をみると、改革当 初の1966年の卸売価格では総生産額の64%が固 定、29%が制限価格、そして残り7%が自由価格となつておらず、また同年の小売価格では総小売取引高の78%が固定価格、それぞれ11%が制限およ び自由価格となっている。以上のように経済改革実施当初であることもあって、卸、小売価格とも

固定価格の比重は圧倒的に高いが、今後だいに制限・自由価格の比重が高まるものとみられる。

次に注目されるのは、従来、チェコスロバキアでは小売段階で商品によりきわめてまちまちの取引税率が適用されていたが、これを一本化することによって、これまで著しく遊離していた小売価格構造を卸売価格構造に接近させたことである。これにより、企業は消費需要の動向により見合った生産を行なうことが可能となった。

また、ハンガリーも、チェコスロバキアのそれとほぼ同様、固定・制限・自由価格の3本建て制をとっているが、「外貨係数」と呼ばれる実勢を反映した外貨換算率の導入により、国内価格と国際価格との接近が図られたことは特筆に値するであろ。これにより、企業は製品の輸出価格と生産費とを対比して収益性の高い生産品目を選択し、かつ輸入原料と国産原料との合理的な取捨選択も可能となる。したがって、また、中央当局はこの外貨係数を操作(輸出は事実上の平価切下げ、また輸入は平価切上げ)することによって企業の貿易活動に影響を与えることができる。

さらに東ドイツでは、従来、工業企業はその生産物を他の企業に対しては「工場価格」に生産賦課金(国庫納付金)を加えた「引渡し価格」で売り、他方、貿易公団およびその他機関に対しては「工場価格」で売り渡すことになっていたが、価格制度の改正によりこうした二重価格制は廃止され、貿易公団およびその他機関も国内企業と同一の価格が適用されることになった。したがって、中央当局はこの生産賦課金を増減させることによって輸出商品構造に間接的影響を与えることができるようになった。また、輸出品の品質改善を図るため、貿易公団と工業企業の取引契約により、輸出品の品質に応じて価格の割増し、割引きを行なうこととされている。

その他の国々では、総じて固定価格制が維持さ

れているが、新価格の設定に際しては生産コスト、技術進歩、品質、需給の変動等に考慮を払い、かつ価格にある程度の弾力性をもたせるよう工夫がなされている。たとえば、ポーランドでは、小売価格に弾力性をもたせるため、次の3段階の価格政策を探っている。

すなわち、まず第1段階として、新製品を市場に売り出す際、企業に超過利潤をもたらすような比較的高い価格をつける。次に第2段階として、商品が増産され、単位当たり生産コストが低下した場合には、価格を長期的にみた平均生産コストを償う基準価格にまで引き下げる。最後に、第3段階として商品が流行遅れとなった場合には、在庫品は原価以下で処分されることになっている。

#### ハ、税制の改革

従来、ソ連・東欧諸国では、国営企業の利潤の大部分は利潤控除として国庫に納入されていた。しかし、経済改革の実施に伴い、多くの諸国で利潤控除に代わって利益税ないし粗所得税が新設されている。これは利潤控除と同様、国家の重要な財源となるものであるが、同時に企業に対する所得規制の手段として重視されるに至っている。たとえば、チェコスロバキアでは、経済改革により賃金基金が義務的指標から除外され、企業の自主的判断で賃金水準を決定しうることになったので、企業としては可能なかぎり賃金を引き上げることができるわけである。しかし、こうすれば賃金の企業間格差が拡大し、経済に好ましくない影響を与えるので、これを回避するため、平均賃金の上昇が一定限度以上に達した場合には、安定控除と呼ばれる一種の累進課税<sup>(注)</sup>が賦課されている。

また、ハンガリーの国民経済計画では、主要地

域別に輸出入の数量および金額が示されるが、しかし貿易企業(工業企業で貿易を行なう権限を与えられているもの)および貿易公団に対しては義務的な輸出入目標は与えられていない。したがって、貿易企業および公団の活動を規制する重要な手段として関税が利用されている。

### 3. 経済改革の効果と問題点

#### (1) 経済改革の効果

これら諸国の経済改革は、これまでの実験的な段階から、最近ようやく本格的な実施段階に移行したばかりであり、しかも、いずれの国においてもきわめて漸進的に進められている。したがって、現在のところでは経済改革の効果が明確に現われているとはいえない。しかし、改革実施後、これら諸国の経済成長は国によって多少の時期的ずれや程度の差はあるにしても、総じて1963~64年ごろの停滞を脱し、着実な回復過程をたどっている。これを、次表の国民所得および工業生産の成長率でみると、経済改革がようやく本格的な実施の段階にはいった1966年以降は、いずれの国においてもその成長率は60年代前半の年平均実績および現行5か年計画(1966~70年)の年平均目標成長率を上回っている。このような経済成長率の回復傾向は、農業の増産に伴う原料供給の円滑化に加え、経済改革によって全般的に労働生産性が上昇したことによるものとみられる。とくに、ソ連などでは、新方式に移行した企業の労働生産性は昨年において前年比5.6%増と、新方式に移行していない企業のそれよりも高い(工業企業全体では5.0%増)のはその証左といえよう。

経済改革の一つの大きなねらいである商品の質

(注) 企業内平均賃金の上昇率 (課税率)

① 前年比 6%未満.....	0
② ツ 6~10%ツ.....	超過賃金分の 20%
③ ツ 10~12%ツ.....	ツ 100%

## ソ連・東欧諸国の国民所得および工業生産成長率

(単位・%)

国名		1951 ～55年 平均	56～60年 平均	61～65年 平均	63年	65年	66～68年 平均	67年	68年	現行5か年 計画目標 (66～70年) 平均
		国民所得 工業生産	11.2 13.0	9.2 10.4			7.1 8.9	6.7 10.0	7.2 8.1	6.7～7.1 8.0～8.5
ソ連	国民所得 工業生産	11.4 13.8	7.0 9.2	3.2 5.8	3.3 4.3	4.7 6.2	4.9 6.5	5.0 6.5	5.3 6.1	5.1 6.5
東ドイツ	国民所得 工業生産	8.2 10.4	7.0 10.5	2.0 5.3	-2.2 -0.6	3.0 7.9	7.3 6.6	8.0 7.4	7.0 5.2	4.1～4.4 5.1～5.4
ポーランド	国民所得 工業生産	8.6 16.2	6.6 9.9	6.0 8.5	5.5 5.5	6.0 9.0	6.7 8.1	6.0 7.5	8.0 9.3	6.0 7.6
ハンガリー	国民所得 工業生産	6.3 13.2	6.5 7.5	4.6 7.7	5.0 7.1	2.0 4.8	6.0 6.9	7.0 9.1	5.0 5.0	3.5～3.9 5.7～6.3
ブルガリア	国民所得 工業生産	12.2 13.7	9.7 15.9	5.9 11.5	9.0 10.0	6.0 13.7	8.8 12.4	9.0 13.4	6.5 11.8	8.5 11.2
ルーマニア	国民所得 工業生産	13.9 15.1	6.9 10.9	8.7 13.7	7.0 12.5	9.0 13.1	7.6 12.3	8.0 13.5	7.0 11.6	8.0 11.6

資料：Economic Survey of Europe, 1967、その他。

的改善および多様化についても徐々にその効果が現われつつあり、かつてソ連、チェコスロバキア等で問題とされた粗悪品の滞貿易増大の傾向は現在では一応解消している。しかも、こうした商品の質的改善と並んで、政府の消費財重視政策を反映して商品の供給量も増大し、加えて新たに導入された報奨制度により平均賃金は上昇傾向(68年中、ソ連、チェコスロバキア7～8%増)にあり、これら諸国における国民の消費生活はかなりの向上を示している。このほか、経済改革の貿易面に与えた影響として、ハンガリーなどではコメコン域内貿易の促進、輸出商品構造の改善などが指摘されている。すなわち、ハンガリーでは前述したごとく、義務的な輸出入目標は与えられなくなった。しかし、域内諸国との貿易では、貿易協定(1966～70年)を履行する必要から、「外貨係数」および関税率を弾力的に操作し、かつ過渡的措置として残されている輸出入補助金の活用を図った。このため、1968年中の域内諸国向け輸出は機械類を中心

心に前年比10.2%増とその他地域向け(先進諸国2.5%減、低開発国19.2%減)とは対照的な伸びを示した(輸出全体では前年比5.2%増)。またこのような事情から機械類の輸出が大幅に伸びた(前年比14.9%増)ため、同国の輸出商品構造はかなり改善(輸出総額に占める機械類の比重は前年の25%から28%へ上昇)した。

以上のように経済改革の効果は、ごく限られた範囲ではあるが、徐々に顕現しつつあるといえよう。しかし、その反面、改革実施上の問題点も決して少なくない。

## (2) 改革実施上の問題点

まず第1に、中央当局の改革構想が上級管理機関や企業長にまで十分に浸透せず、一部経済改革に逆行する動きもみられる。

すなわち、昨年5月に開かれたソ連の全連邦経済会議におけるバイバコフ・ゴスプラン議長の報告によれば、上級機関は、すでに義務的指標でなくなっている計画目標をあたかも義務的指標のご

とく扱い、これを企業に押しつけたり、また必要以上に企業活動に干渉したりする事例が多いといわれる。

一方、企業側では、上級機関によって生産計画がひん繁に変更されるので、これに備えて原材料の予備を保蔵したり、また計画未遂行よりは低い計画目標の超過達成が無難とする保守的考え方から、設備を遊休させる傾向などもみられる。

この点バイバコフは、企業が生産能力に見合った計画目標を作成しないのは、新制度における企業の報奨基金の形成に欠陥があると指摘し、各企業の報奨基金に代えて、部門別、グループ別の報奨基金を新設するよう勧告したと伝えられている。

また各国とも総じて流通制度の改革がきわめて不徹底で、主要原材料の供給は従来どおり国家による厳重な割当て方式により行なわれている。したがって、新製品・技術開発に必要な原材料が適時に十分に供給されない場合も往々にしてみられる。

さらに、当初、経済改革の実施により企業の投資活動における責任が増大したため、企業の投資活動は慎重になるものと期待されていたが、実際には投資資金の調達が銀行借り入れおよび企業の留保利潤によって容易にまかなうことができるようになったので、投資需要はきわめておう盛化した。

これに対して、いずれの国でも利子・信用政策が十分に活用されず、投資需要の抑制に効果をあげていない。このことは、これら諸国において、能率的な市場機構が欠如しているため、利子・信用政策を合理的な政策手段として用いることができないことによるものと思われる。こうしたことから投資財の需給はむしろひっ迫の傾向を示し、未完成建設の増大を招いた。したがって、この面からも経済改革の重要なねらいである投資

効率の向上は十分な成果をあげていない。

さらに、ソ連、東ドイツ、ポーランドなど多くの諸国における価格改訂の基本的な目的は、①企業に対し適正な利潤を保証し、独立採算制を強化して正常な企業活動を営ましめ経済効率をあげること、②部門間および企業間の非合理的な利潤格差を可能な限り縮小し、企業活動の良、不良が企業利潤に正しく反映されうるように改めること、などであった。しかしながら、今次価格改訂を実施するにあたって消費財価格を据え置くたてまえがとられたため、上記目的は十分に達成されていない。事実、新価格体系のもとにおいても、計画的赤字企業が残されているなど、今次改革の不徹底さを物語るものであろう。

他方、チェコスロバキア、ハンガリー、ブルガリアでは一部品目について自由価格制が採られ、このためインフレ的傾向が生じている。この傾向はとくにチェコスロバキアにおいて顕著であるが、その根本的な原因として価格改訂の失敗が指摘されている。すなわち、チェコスロバキアでは、1967年の卸売価格の改訂に際し、中央当局は企業に各種製品の生産コストの提出を求め、これを基礎に新卸売価格を決定した。しかし、企業の生産コストが水増しされていたため、新価格は1966年水準に対して29%増(中央当局の当初見込み19%増)となり、このため工業全体の平均利潤率は大幅に上昇した。新制度のもとでは、すでに述べたように企業は賃金を自動的に決定しうるのでは、上記の価格引上げによって増大した企業利潤の一部が賃金引上げに振り向けられた。その結果、消費財の需給もひっ迫することとなった。

現在、これら諸国では価格改訂の第2段階として小売価格の改訂に着手しているが、適正な価格体系を設定しうるかいかは、経済改革の成否を分かつ重要なかぎになるものとみられ、今後の成り行きが注目される。

#### 4. む す び

以上のように、ソ連・東欧諸国の経済改革は、経済規模の拡大、生産の多様化をみた現在、従来のような上からの指令に基づく中央集権的管理制度によっては今後いっそうの経済成長を達成することは不可能であるとの認識から実施されたものである。

ところでこれら諸国の経済改革は、ようやく本格的実施の段階にはいったばかりで、その完了までにはなおかなりの時日を要するものとみられる。すなわち、ソ連では1968年末までに国営工業企業(45千)の新制度移行を全部完了する予定であったが、69年5月末に至っても新制度に移行した企業数は全体の74%にとどまっている。また、他の国でも、経済改革の核心と目される価格改訂は、一部諸国を除いては、ようやくその第1段階(卸売価格の改訂)を終えたばかりであるなど、改革実施テンポは概して緩慢である。このことは、改革実施に対する各 government の慎重な態度を示すものであるが、同時に経済改革の複雑さ、困難さを物語るものであろう。

しかしながら、ソ連のバイバコフ・ゴスプラン議長が前記の全連邦会議で、「経済成長率の引き上げは社会的生産の集約化とその構造改善なしには

不可能であり、いずれの諸国においても今後とも経済改革をよりいっそう推進せざるをえないであろう」と述べているように、経済改革の実施はソ連・東欧諸国に課せられた喫緊の要請である。したがって、問題は、これら諸国が今後どのようなテンポで経済改革を進め、それが内外経済にどのような影響を与えるかであろう。

まず経済改革の実施テンポについていえば、チェコスロバキアにおける経済改革の遅滞にみられるように、それはこれら諸国の内外政治情勢のいかんによって大きく左右されるため予断を許さないが、問題の複雑さからみて、今後もおそらく漸進的に進められるものとみられる。

また、新制度は実践面における試行錯誤の過程を通じて幾多の修正を受けるであろうが、生産手段の社会主义的所有が前提とされている以上、自由主義諸国にみられるような市場経済への接近にはおのずから限度があろう。

ともあれ、経済改革の進捗は、当然、経済的・政治的自由化への方向をたどらざるをえないもので、この事情はすでにみたとおりであるが、とくに最近対外経済面では西側諸国との経済交流拡大の動きもみられ、今後の改革の推移には十分注目を要しよう。